

修繕工事を受注いただく事業者様へ

■ はじめに…

当機構が発注する修繕（保全）工事は、**お住まいの方が生活している中で実施する工事がほとんどです。**

その状況下で、事業者の皆様においては日頃より最善の注意を払い工事を進めていただいております、大変感謝申し上げます。

一方で、修繕工事中の事故は後を絶たず、**昨今では、お住まいの方々に危険が及ぶ事故が複数発生しております。**

中には、**お住まいの方々が生活していながらの工事である認識が著しく欠けていると思わざる得ない事故**も発生しております。

当機構としては、**第三者に被害が及ぶ事故は、URの信頼・信用を大きく損なうリスクが大きいことから徹底して撲滅を図りたい**と考えております。

この度、その取組みとして、新たなペナルティ制度を整備しましたので、ご理解、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

■ 新たなペナルティ制度の概要

- 以下に該当する事象が発生した場合、工事成績評定を最大 20 点減ずる。

- お住まいの方が避難を余儀なくされる事故が発生した場合

- 給排気筒を養生したことにより、人身または物損事故が発生した場合

- 発注者が給排気筒の作動を妨げる養生を確認した場合

■ 新たなペナルティ制度の概要

- お住まいの方が避難を余儀なくされる事故が発生した場合

【ペナルティ】

- 事故の程度に関係なく、工事成績評定を20点減ずる

【具体例】

- 火災の発生
- 足場、大型重機の倒壊
- 危険物の飛散

■ 新たなペナルティ制度の概要

- 給排気筒を養生したことにより、人身または物損事故が発生した場合

【ペナルティ】

人身事故の場合		減点20点
物損事故の場合	給排気筒養生に関する教育を 受けていない 作業員に起因して発生した場合	減点13点
	給排気筒養生に関する教育を 受けた 作業員に起因して発生した場合	減点10点

- 発注者が給排気筒の作動を妨げる養生を確認した場合

【ペナルティ】

- **工事成績評定を8点減ずる**

※ ただし予防措置としての指導は除く。

■ 居住者等第三者の安全確保に関する確認書の提出

- 事業者の皆様においては、上述のペナルティについてご理解いただくとともに、契約締結後「居住者等第三者の安全確保に関する確認書」を提出いただきます。
- 「居住者等第三者の安全確保に関する確認書」は、記名押印のうえ、入札説明書記載の申請書及び資料等の担当課へ提出してください。

■ 居住者等第三者の安全確保に関する確認書の提出

令和〇年〇月〇日 独立行政法人都市再生機構 〇〇〇〇本部長 〇〇 〇〇 居住者等第三者の安全確保に関する確認書 独立行政法人都市再生機構_____を発注者とし、_____を受注者として、令和____年____月____日付で締結した_____工事（以下「本工事」という。）に関し、受注者は、居住者、近隣住民及び通行人その他第三者（以下「居住者等」という。）の生命に関わる事故を発生させないため、次に掲げる事項について受注者が確認し、その証として、記名押印の上発注者に提出するものとする。										
1 本確認書は、受注者が本工事の履行にあたり、居住者等の生命・身体・財産の安全を最優先に確保し、事故の未然防止を図ることを目的とする。 2 受注者は、契約書に定める設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書および現場説明に対する質問回答書をいう。）に記載された安全に関する事項を遵守し、併せて当該内容を作業員へ確実に周知するものとする 3 発注者は、（通達）工事成績評定実施要領について（平 16、7、1 付 75-17 他）第 5 条に規定する工事成績の評定（以下「成績評定」という。）に当たり、以下に掲げる事案が発生した場合には成績評定において下表を標準として減点を行うものとする。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="padding: 5px;">保全工事において居住者等の第三者が避難を余儀なくされる事故が発生した場合（火災事故等）</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">-20 点</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">保全工事において給排気筒の閉塞に起因する人身事故が発生した場合（誤養生、足場材等での閉塞）</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">-20 点</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">保全工事において閉塞防止指導会を受講していない作業員によって給排気筒の閉塞に起因する物損事故が発生した場合（誤養生、足場材等での閉塞）</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">-13 点</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">保全工事において閉塞防止指導会を受講している作業員によって給排気筒の閉塞に起因する物損事故が発生した場合（誤養生、足場材等での閉塞）</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">-10 点</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">保全工事において給排気筒の正常な作動を妨げる養生等を発注者等が発見した場合※</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">-8 点</td> </tr> </table> ※正常な作動を妨げる恐れはないが、予防措置として指導する場合を除く 以 上	保全工事において居住者等の第三者が避難を余儀なくされる事故が発生した場合（火災事故等）	-20 点	保全工事において給排気筒の閉塞に起因する人身事故が発生した場合（誤養生、足場材等での閉塞）	-20 点	保全工事において閉塞防止指導会を受講していない作業員によって給排気筒の閉塞に起因する物損事故が発生した場合（誤養生、足場材等での閉塞）	-13 点	保全工事において閉塞防止指導会を受講している作業員によって給排気筒の閉塞に起因する物損事故が発生した場合（誤養生、足場材等での閉塞）	-10 点	保全工事において給排気筒の正常な作動を妨げる養生等を発注者等が発見した場合※	-8 点
保全工事において居住者等の第三者が避難を余儀なくされる事故が発生した場合（火災事故等）	-20 点									
保全工事において給排気筒の閉塞に起因する人身事故が発生した場合（誤養生、足場材等での閉塞）	-20 点									
保全工事において閉塞防止指導会を受講していない作業員によって給排気筒の閉塞に起因する物損事故が発生した場合（誤養生、足場材等での閉塞）	-13 点									
保全工事において閉塞防止指導会を受講している作業員によって給排気筒の閉塞に起因する物損事故が発生した場合（誤養生、足場材等での閉塞）	-10 点									
保全工事において給排気筒の正常な作動を妨げる養生等を発注者等が発見した場合※	-8 点									
内容について確認しました。 令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日 受注者 住 所 会 社 名 現場代理人名 _____ 印										

※ 以下を記入してください。

- 本部または支社名 + 長
- 受注者名
- 契約締結日
- 契約名称

※ 必ずご確認ください。

※ 記名押印し、提出してください。

■ 発注条件の確認

- 最後に、これまでの内容はすべて、**入札説明書及び現場説明書に明記されております。**
- 特に現場説明書は、契約書の一部となりますので、**必ずご確認お願いいたします。**

(●) 工事の実施形態

本工事は、居住者等第三者災害防止を徹底する工事である。

受注者は、工事請負契約締結後速やかに「居住者等第三者の安全確保に関する確認書」を、記名押印のうえ、下記●(●)の担当課（工事監理担当課）へ提出すること。

詳細は現場説明書による。

← 入札説明書記載例

現場説明書記載例 →

● 居住者等第三者の生命に係る事故等の防止について

- (1) 居住者等第三者の生命に係る事故防止のため、受注者は工事の履行にあたり、居住者、近隣住民及び通行人等の第三者の生命・身体・財産の安全を最優先に考慮し、事故の未然防止に努めるものとし、工事請負契約の締結から着工会議までの間に、**様式●**「居住者等第三者の安全確保に関する確認書」を記名押印のうえ、工事監理担当課に提出すること。

- (2) 居住者等第三者の安全確保に関する確認書に該当する場合、工事成績評定を減ずる。

以上、御協力お願いいたします。

——— 街に、ルネッサンス ———